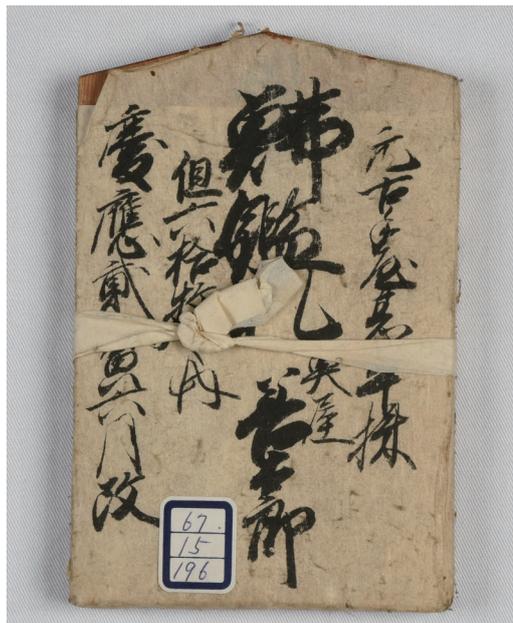


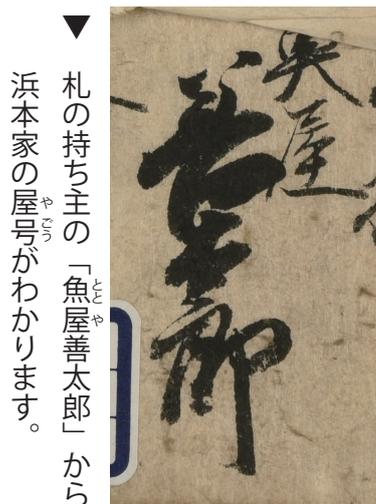
# かん さつ かん さつ 鑑札を観察しよう！

浜本家文書には合計3つの鑑札かんさつが含まれています。鑑札というのはある組織の一員であることを示す証明書のようなもので、ここでは、相生浦の漁師の仲間組織ぼらざ（鮒座）の一員であることを示すものとなります。

相生浦における鮒座の成立は天保年間とされていますが、株仲間かぶなかまとして改編されたのは弘化2年（1845）のこと。この時鮒座の株が合計60口と定められ、一口ごとに〔写真1〕のような鑑札が発行されました。



〔写真1〕 鮒座の鑑札



▼ 札の持ち主の「魚屋善太郎」から浜本家の屋号やうごうがわかります。

◎ 〔写真4〕 札の持ち主



▼ 中央少し左側に「但六拾枚之内」と記載されています。

◎ 〔写真3〕 鑑札の枚数

▼ 中央に大きく「鮒鑑札」と書かれています。ボラは、通常「鰯」や「鮒」と書くことが多いですが、相生や坂越では「鮒」という漢字をあてていました。



◎ 〔写真2〕 鮒鑑札ぼらざかんじ



〔写真5〕 小鑑札（表）



〔写真6〕 小鑑札（裏）

▶ 多右衛門が預かっていた銀札500目（＝1口）のうち60目分を浜本弥七郎の分担としていたようです。

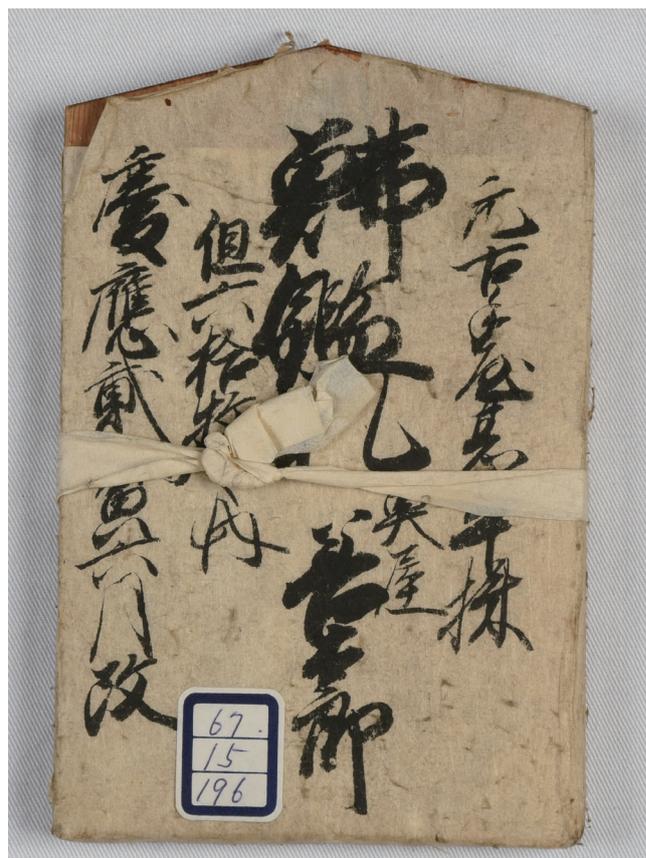
合計60枚発行された鮒鑑札は、有力者が株を独占しないために、さらに細分化されて、惣軒別に株持人名を配分したうえで、1株＝1口＝銀500匁を数人で分担させ、代表者が鑑札を預かり、費用の分担者に小鑑札が渡されていました〔資料2、3〕。

〔写真5〕に「附鮒鑑札」などと記載されているのは、鮒座が「附鮒」つまり鰯の生育をはかるために一定期間の禁漁を行っていたことに由来するものと考えられます。

小さな鑑札1枚にも情報がぎゅっと凝縮されていて興味深いですね。

〔資料1〕 鮒鑑札の写真と翻刻

元古手屋甚平株  
魚屋  
鮒鑑札  
善太郎  
但六拾枚之内  
慶応弍寅六月改



(表)

相生浦  
会所  
印



(裏)

〔資料2〕 小鑑札（1）の写真と翻刻

附鯰鑑札五百目壺口加入之内  
 一銀札六拾目也  
 濱本弥七郎殿  
 覚  
 印



（表）

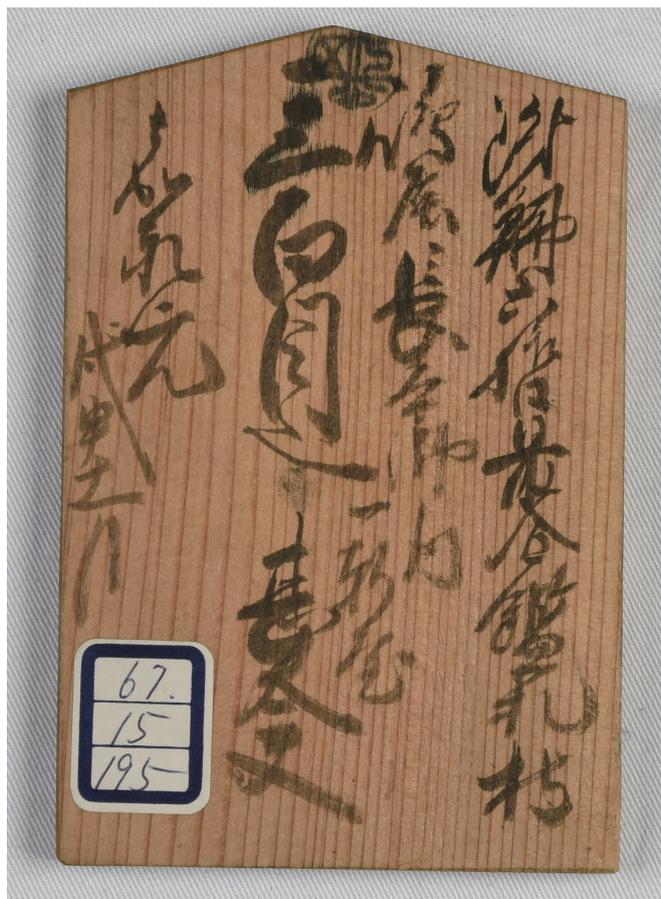
表書之通拙者鑑札  
 之内加入二相違無之候以上  
 鑑札預り主 多右衛門  
 印



（裏）

〔資料3〕 小鑑札（2）の写真と翻刻

附鯰六拾日最合鑑札持  
 嶋屋長太郎之内  
 一軒屋  
 一二三百目也  
 甚太夫  
 嘉永元  
 戊申十一月



（表）

表書之通相違無御座候以上  
 組頭 小四郎 印



（裏）